

資料 2

市立図書館の基本的運営方針及び子ども読書活動の推進に関する基本的な計画について

★図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日文科科学省告示172号)

第一 総則

一 趣旨

1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

- (二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

- (三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

- (四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実を努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の本整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利

用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五） 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六） ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一） 職員の配置等

（二） 職員の研修

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

2 施設・設備

3 調査研究

4 図書館資料

5 職員

6 準用

第三 私立図書館

一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等
- 2 広報活動及び情報公開
- 3 開館日時
- 4 施設・設備

二 図書館資料

三 図書館サービス

四 職員

★ 埼玉県立図書館運営の基本方針

- ・ 専門的な資料・情報や地域資料等を収集、蓄積し、県民・企業の調査研究に対する支援機能を充実する。
- ・ 電子図書館化を推進するため、ICTの進展に対応した図書館サービスの提供を図る。
- ・ 県民の自主的、自発的な活動を支援し、学習機会の提供、学習成果の活用に努めるとともに交流・創造の拠点としての機能を高める。
- ・ 県内市町村立図書館、学校図書館等との連携を進め、図書館ネットワークの中核施設としての機能を充実する。

重点目標

- ・ 資料・情報提供機能の強化による全県サービスの推進
- ・ ICTの進展に即した図書館サービス提供の推進
- ・ 県民への学習機会の提供の充実
- ・ 図書館ネットワークの中核機能の充実
- ・ 資料・情報の収集、蓄積、保存の充実

★ 子ども読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条

(地方公共団体の責務)

第四条

(事業者の努力)

第五条

(保護者の役割)

第六条

(関係機関等との連携強化)

第七条

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町

村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条

（財政上の措置等）

第十一条

★ 国

第四次 「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ・発達段階に応じた取り組みにより、読書習慣を形成
- ・友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

上記2点の実現のための取り組みとして

- ・家庭での取組
家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
家庭での読書活動への支援
- ・学校等での取組
幼稚園・保育所等
小学校、中学校、高等学校等
- ・地域での取組
- ・子ども読書への関心を高める取組
- ・民間団体の活動への支援
- ・普及啓発活動

★ 県

第四次 「埼玉県子供読書活動推進計画の概要」

- ・家庭における子供の読書活動の推進
- ・地域における子供の読書活動の推進
公立図書館における推進
児童館における推進
民間団体等への支援

- ・学校等における子供の読書活動の推進
 - 幼稚園や保育所などにおける推進
 - 小・中学校、高等学校・特別支援学校における推進
 - 読書活動に支援が必要な子供に対する取組の推進や環境整備
 - 家庭、地域との連携・協働による推進
- ・子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
 - 「子ども読書の日」などの啓発・広報
 - 優良図書の普及
 - 子供の読書への関心を高める取組
- ・子供が読書に親しむ推進体制の充実
 - 県の推進体制
 - 市町村への支援

★ 久喜市教育振興基本計画

図書館サービスの充実

- ・久喜市立図書館サービス基本計画の推進
- ・久喜市子ども読書活動推進計画の推進
- ・こども図書館の整備
- ・図書館施設の充実